

# 水戸市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、地域コミュニティにおいて町内会・自治会が重要な役割を担うものであることに鑑み、町内会・自治会の活動の活性化に関し基本理念を定めるとともに、市、町内会・自治会、市民、事業者等の責務を明らかにすることにより、町内会・自治会の活動の活性化を推進し、もって市民が相互につながり、支え合いながら、将来にわたり安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会・自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (2) 地区会 おおむね小学校区ごとに町内会・自治会及びその他の公共的団体等をもって構成する団体をいう。
- (3) 水戸市住みよいまちづくり推進協議会 本市における地域コミュニティ活動の総合的な推進を目的として各種事業を実施する団体であって、地区会をもって構成するものをいう。
- (4) 市民 市内に住所又は居所を有する者をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び個人事業主をいう。

## (基本理念)

第3条 町内会・自治会の活動の活性化に当たっては、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が相互に交流を深め、支え合い、協力しながら、地域社会の一員として自主的かつ主体的に活動するものであること。
- (2) 市民の多様な価値観及び自主性を尊重するものであること。

## (市の責務)

第4条 市は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会と連携しながら、町内会・自治会の活動の活性化のための総合的な施策を推進するものとする。

- 2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、市民並びに町内会・自治会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会の意見を十分に反映するものとする。



## (町内会・自治会の責務)

第5条 町内会・自治会は、基本理念のっとり、地域コミュニティにおける中心的な担い手として、町内会・自治会の活動を推進するものとする。

- 2 町内会・自治会は、市民の自発的な加入を促進するように努めるものとする。
- 3 町内会・自治会は、その活動が市民及び事業者にとって参加し、及び協力しやすいものとなるように努めるものとする。
- 4 町内会・自治会は、その運営について透明性の向上を図り、市民にとって分かりやすい開かれたものとなるように努めるものとする。
- 5 町内会・自治会は、地域コミュニティを担う人材の育成に努めるものとする。

## (市民の責務)

第6条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、町内会・自治会に加入するように努めるものとする。

- 2 市民は、町内会・自治会の活動が地域の結びつきを強めるものであることを認識し、その活動に積極的に参加するように努めるものとする。
- 3 市民は、町内会・自治会の活動を通じて地域社会の課題の解決に主体的に取り組むように努めるものとする。

## (事業者の責務)

第7条 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、町内会・自治会の活動への参加及び協力を努めるものとする。

- 2 事業者は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会が実施する町内会・自治会への加入促進に関する事業に協力するように努めるものとする。
- 3 事業者のうち、住宅の販売、賃貸、建築又は管理を行うものは、当該住宅を購入し、又は賃借しようとする者の地域の町内会・自治会への加入の促進及び町内会・自治会の設立のための支援に努めるものとする。

## (水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会の責務)

第8条 水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会は、市民の自発的な町内会・自治会への加入の促進及び町内会・自治会の設立のための積極的な支援を行うものとする。

- 2 水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会は、町内会・自治会に対する市民の理解と関心を深め、町内会・自治会の活動への参加を促進するための積極的な支援を行うものとする。

## (補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

# 「水戸市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」を制定しました



## 町内会・自治会への加入、活動に参加・協力を

このたび、「水戸市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」を制定しました。この条例は、地域コミュニティの中心として活動している町内会・自治会の活動を活性化するための条例です。町内会・自治会を中心に、市、市民、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、地区会及び事業者がそれぞれの責務を果たすことで、市民が支え合いながら、きずなを築き、安全で安心して暮らすことができる地域社会を目指します。

## 町内会・自治会の主な活動



防災訓練を通して、災害時に備えています。



運動会やまつりなどで住民同士の親睦を深めています。



花壇に花を植え、地域の緑化に取り組んでいます。



約350の協力店で、特典を受けられるカードです。



# 水戸市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例のあらまし

## 制定の経緯

本市の町内会・自治会の加入率は年々低下し、町内会・自治会の現場では、活動の担い手不足や会員の高齢化など様々な課題が深刻化しています。地域コミュニティ存続の危機となることが懸念されている一方で、地震、台風等の自然災害が多発する近年の現状から、人と人とのきずなや地域コミュニティの重要性が再認識されており、町内会・自治会の活動の存続・活性化は喫緊かつ重要な課題となっています。

町内会・自治会の活動の活性化を推進し、市民が相互につながり支え合いながら、将来にわたり安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、基本理念など必要な事項を定めました。

## 2つの基本理念（第3条）

**1** 市民が相互に交流を深め、支え合い、協力しながら、地域社会の一員として自主的かつ主体的に活動するものであること

**2** 市民の多様な価値観及び自主性を尊重するものであること

## 5つの主体の役割

### ① 水戸市（第4条）

- ・町内会・自治会の活動の活性化のための、総合的な施策を推進する。
- ・施策の推進に当たっては、市民並びに町内会・自治会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会の意見を十分に反映する。

### ② 町内会・自治会（第5条）

- ・地域コミュニティの中心的な担い手として、町内会・自治会活動を推進する。
- ・市民の自発的な加入の促進に努める。
- ・活動が参加しやすいものとなるように努める。
- ・運営の透明性の向上を図る。
- ・地域コミュニティを担う人材の育成に努める。

### ③ 市民（第6条）

- ・地域社会の一員であることを認識し、町内会・自治会に加入するよう努める。
- ・町内会・自治会の活動に積極的に参加するよう努める。
- ・活動を通じて、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むよう努める。

### ④ 事業者（第7条）

- ・町内会・自治会への活動への参加や協力、加入促進事業への協力を努める。
- ・事業者のうち住宅の販売、賃貸、建築又は管理を行うものは、購入又は賃借する者に対して町内会・自治会への加入促進及び設立のための支援に努める。

### ⑤ 水戸市住みよいまちづくり推進協議会地区会（第8条）

- ・市民の自発的な町内会・自治会への加入の促進などの積極的な支援を行う。
- ・町内会・自治会に対する市民の理解と関心を深め、活動への参加を促進するための積極的な支援を行う。

## 条例のポイント

- ・地域コミュニティの重要性を踏まえ、市との協働によるまちづくりの重要なパートナーとして、町内会・自治会の位置づけを明らかにします。
- ・町内会・自治会、市、市民、住みよいまちづくり推進協議会、地区会及び事業者の責務を定めるとともに、市民・事業者に対して、町内会・自治会の活動への参加・協力を求めます。
- ・町内会・自治会への加入と活動への参加を促進するための支援をします。



# 安全・安心な地域づくりは町内会・自治会から

町内会・自治会は、自分たちの住む地域を住みよいまちにするために、住民相互が協力し、地域の課題解決に取り組む、皆さんにとってもっとも身近な住民組織です。水戸市では、町内会・自治会と連携しながら、まちづくりを進めています。あなたの得意なことを、より良いまちづくりのために生かしてみませんか。ぜひ、町内会・自治会に加入し、一緒に豊かな地域をつくりましょう。

## Q 町内会・自治会に加入するには？

お住まいの地域の町内会長や自治会長を通じて、加入の手続きを行います。町内会長や自治会長がわからない場合は、

住みよいまちづくり推進協議会  
TEL 029-228-6781  
FAX 029-228-6788  
E-mail [suijyukyo@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:suijyukyo@iaa.itkeeper.ne.jp)



へお問合せください。また、上記の二次元コードから加入取次を依頼できます。

## Q 町内会・自治会に加入して、メリットはあるのかしら？

- ・スポーツ大会、お祭りなど季節のイベントを通して、地域の人とのつながりができます。
- ・地域の人との付き合いが深まると、災害など非常時の助け合いにつながります。
- ・子どもや高齢者を地域みんなで見守る、安心して暮らせる地域社会をつくることにつながります。
- ・町内会・自治会に加入すると、『みと町内会・自治会カード』がもらえます。

## Q 会費はどれくらい？

会費は、町内会・自治会ごとに決定されています。概ね、年間3,000円から6,000円程度となり、町内会・自治会の活動に使われています。

## Q 『みと町内会・自治会カード』は、どのようなカードですか？

水戸市住みよいまちづくり推進協議会では、「みと町内会・自治会カード」事業を推進しています。町内会・自治会に加入している方が協力店（約350店舗以上）をご利用の際に、カードを提示することで、特典（〇%割引、一品サービス、ポイント付与など）を受けられます。



のぼりやポスターが目印です



## 町内会・自治会の構成



水戸市内には、約1,300の町内会・自治会があり、34の小学校区ごとの地区会に所属しています。地区会は、町内会・自治会単独で解決が難しい課題に対応できるよう、協議の場を持っています。

また、34の地区会が集まって、住みよいまちづくり推進協議会を組織し、地域活動の支援を行っています。

世帯数の多い町内会・自治会は、その下に班を組織して、回覧や地域活動を行う単位としています。